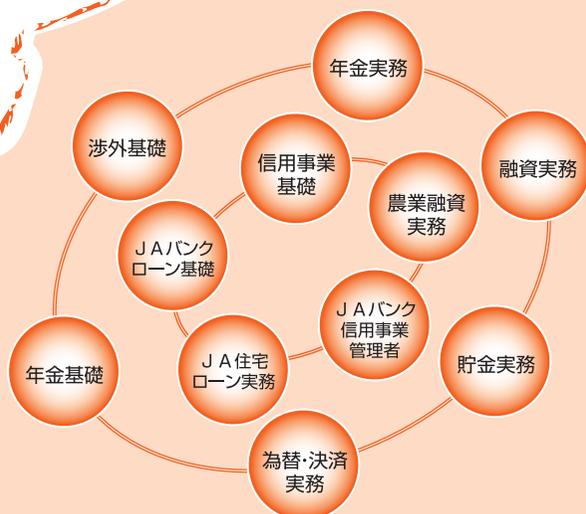


信用事業業務検定試験  
試験問題と解説

年金実務



系統信用事業の人材育成機関



# 試験問題編



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

## 年金実務

各問の(1)～(5)の中から1つ選んでください。

**[問1]** 日本年金機構から届く「ねんきん定期便」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成24年度からの「ねんきん定期便」は、35歳、45歳、59歳の人を除いて、ハガキ形式で送付されてくる。
- (2) 厚生年金の加入期間が20年以上ある人であっても、配偶者加給の額は記載されていない。
- (3) 厚生年金基金に加入した人の報酬比例部分の額は、基金年金額を控除した年金額である。
- (4) 「ねんきん定期便」の年金見込み額は年齢に関係なく、これまでの加入実績に応じた年金額である。
- (5) 65歳支給欄の記載額は、老齢基礎年金と報酬比例部分と経過的加算の額である。

**[問2]** 59歳になる人に届いた「ねんきん定期便」には、様々な書類が同封されている。この書類の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「年金加入履歴」には、厚生年金基金の加入記録が記載されている。
- (2) 「年金加入履歴」に資格を失った日が月初(1日)の記載がある場合は、退職日は前月の末日である。
- (3) 「国民年金の保険料の納付状況」には、保険料の未納や付加保険料の納付記録も記載されている。
- (4) 「国民年金の保険料の納付状況」に3号の記載があるのは、第3号被保険者のことであり、昭和61年3月以前の記録には3号の記載はない。
- (5) 「厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には、昭和61年4月以降に支払われた標準賞与の支給額が記載されている。

**[問3] 厚生年金の基礎知識について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 老齢年金(旧国民年金)を受給している広子さんは、昔かけた厚生年金の記録が「10か月(昭和19年10月から終戦の昭和20年8月15日まで)」判明したが、この厚生年金は支給される。
- (2) 通算老齢年金(旧厚生年金)を受給している春子さんは、昔かけた厚生年金の記録が「10か月(昭和19年10月から終戦の昭和20年8月15日まで)」判明したが、この厚生年金は支給される。
- (3) 海軍工廠など軍の工場に徴用工として働いていた人の昭和17年6月から昭和20年8月までの期間は、厚生年金を受給している人(1年以上の加入)は定額部分の年金に加算される。ただし、国民年金だけに加入した人には加算されない。
- (4) 米軍基地(駐留軍基地)に昭和24年4月から日本人従業員として働いていた人は、厚生年金に加入していた。
- (5) 厚生年金を受給している人が請求すべき国民年金を請求していない場合は、5年前までの期間は遡及して支給されるが、5年よりも前は時効で支給されない。

**[問4] 離婚に伴う年金分割について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 離婚分割は平成19年4月1日以降に離婚した場合に適用される。分割の対象になる期間は平成19年3月以前を含む婚姻期間である。
- (2) 離婚分割の請求は、原則として離婚後「2年以内」に年金事務所に申し出る。
- (3) 厚生年金の「報酬比例部分と定額部分又は老齢基礎年金」が分割の対象になる年金である。
- (4) 基金年金の「代行部分」も分割の対象になるが、加算部分は分割対象にはならない。
- (5) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」が分割の対象になる年金である。

**[問5]** 夫の退職などにより妻は国民年金の第1号被保険者となったにもかかわらず第3号被保険者のままで、種別訂正をされていないケースがある。この訂正されていない期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付しなければならない。保険料を納付しない期間は保険料未納期間になる。
- (2) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は「特定期間該当届」の届出をすれば全額免除期間として取り扱われる。
- (3) 2年より前の第1号被保険者の未納期間については、10年前までの特定期間の保険料を追納することができるが、追納の期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間である。
- (4) 特定期間の保険料追納については、60歳未満の人は過去10年以内の期間、60歳以上の人は50歳以上60歳未満の期間は特例追納ができる。
- (5) 老齢基礎年金を受給している人が特定期間に保険料を納付しなかった場合は平成30年4月から、受給していた老齢基礎年金の最大でも10%が減額される。

**[問6]** 国民年金の旧年金と新年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 旧年金とは昭和61年3月以前に受給権が発生した年金である。
- (2) 老齢年金や通算老齢年金は旧年金の名称で、新年金では老齢基礎年金という。
- (3) 旧年金と新年金とでは算出式が異なることはない。
- (4) 旧国民年金を受給している妻に振替加算が加算されることはない。
- (5) 老後の年金の年金コードは旧年金では「0120」や「0520」と表示されている。新年金の年金コードは「1150」である。

**[問7]** 国民年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金は昭和36年4月に施行され、20歳から60歳になるまで加入することになった。原則として、加入した40年のうち25年以上の納付があれば老齢基礎年金が支給される。
- (2) 夫婦ともに厚生年金に加入している期間は夫は国民年金の第2号被保険者、妻は第3号被保険者とされる。
- (3) 農協を59歳で退職した人は、国民年金の第1号被保険者である。
- (4) 農協を60歳で退職した人は、国民年金の任意加入者である。
- (5) 農協や漁協に勤めている62歳の人は、国民年金の第2号被保険者である。

**[問 8] 国民年金の被保険者の種別などについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 第3号被保険者とは、第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳から65歳未満の者である。
- (2) サラリーマンの夫と離婚した妻は第3号被保険者から第1号被保険者にかわる。
- (3) 厚生年金加入の夫が65歳になると、59歳の妻は第3号被保険者から第1号被保険者にかわる。
- (4) 第3号被保険者の年収が130万円以上になると、第1号被保険者になる。
- (5) 第3号被保険者になったとの届出は、配偶者が在籍している会社(または共済組合)で行っている。

**[問 9] 国民年金に「任意加入」ができる人を、1人選びなさい。**

- (1) 60歳以後も引き続き会社に在職(厚生年金加入)している青山さんは、国民年金に任意加入ができる。
- (2) 18歳から会社勤めをして63歳で退職した秋田さんは65歳になるまで、国民年金に任意加入ができる。
- (3) 広島さんは老齢基礎年金を受給しているが、保険料未納期間が3年あるので満額の老齢基礎年金にするために65歳から3年間、国民年金に特例任意加入ができる。
- (4) 学生時代に国民年金の保険料を納めていなかった自営業の福島さんは、60歳から国民年金に任意加入ができる。
- (5) 60歳から老齢基礎年金を繰り上げて受給する山下さんは、国民年金に任意加入ができる。

**[問 10] 在日外国人や在外邦人(海外生活をしている日本人)の国民年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) アメリカの支店に派遣されアメリカ年金に6年加入した。厚生年金とアメリカ年金の加入期間を合算して10年以上ある場合は、アメリカ年金の6年分が受給できる。
- (2) 外国人が来日するまでの海外期間は昭和36年4月以降の20歳から60歳になるまではカラ期間である。ただし、65歳になるまでに日本国籍を取得するか永住許可を受けた人に限る。
- (3) 在外邦人は20歳から65歳になるまでは国民年金に任意加入できる。
- (4) 在外邦人が任意加入しなかった20歳から60歳になるまでの期間はカラ期間である。
- (5) 在外邦人が任意加入して保険料を納付しなかった期間は保険料未納期間である。

**[問 11] 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 平成 27 年度の国民年金の保険料は月額 15,590 円である。
- (2) 保険料は平成 29 年度まで毎年 4 月に改定される。平成 29 年度からは月額 16,900 円に固定されるが、物価や賃金の変動で見直しされる場合がある。
- (3) 60 歳から国民年金に任意加入する低所得の人は、申請すると保険料の納付が免除される場合がある。
- (4) 農協や漁協に勤めている人は国民年金の保険料を自ら納付する必要はない。厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからである。
- (5) 第 3 号被保険者は第 2 号被保険者の年金制度から国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているので、自ら保険料を納付する必要はない。

**[問 12] 国民年金の保険料免除制度について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害基礎年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (3) 親と同居していても本人の所得を基準として申請免除が受けられる。
- (4) 申請免除が認められると、2 年前までの未納期間も免除期間とされる。
- (5) 申請免除が認められた期間(全額免除期間を除く)に、免除保険料を納付しなかった期間は滞納期間になる。

**[問 13] 国民年金の保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30 歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 「免除」の期間は、老齢基礎年金の額に反映される。
- (2) 「学生の納付特例」と「30 歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、老齢基礎年金の年金額に反映されない。
- (3) 「学生の納付特例」と「30 歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、年金の受給資格をみる場合に期間計算に含める(いわゆる「カラ期間」になる)。
- (4) 「免除」された 10 年前までの期間は保険料の追納ができる。
- (5) 「学生の納付特例」と「30 歳未満の若年者の納付猶予」の期間のうち、2 年前までの期間は保険料の追納ができるが 2 年より前の期間は追納できない。

**[問 14]** 年金の受給資格の可否を判定するとき、カラ期間(合算対象期間)を含めて 25 年の加入期間があれば受給資格を満たすが、このカラ期間に該当しない期間を 1 つ選びなさい。

- (1) 自営業の夫(国民年金の第 1 号被保険者)と結婚した専業主婦が保険料を納付しなかった 60 歳前の期間。
- (2) 20 歳以上の学生で平成 3 年 3 月までの任意加入しなかった期間。
- (3) サラリーマンの妻(専業主婦)で結婚から昭和 61 年 3 月までの期間。
- (4) サラリーマンの夫と離婚した専業主婦の結婚から離婚までの期間(昭和 61 年 3 月までの期間に限る)。
- (5) 昭和 36 年 4 月以後に厚生年金の脱退手当金を受けた期間。ただし、昭和 61 年以降に国民年金の加入がある場合に限る。

**[問 15]** 国民年金の付加年金について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は、国民年金の第 1 号被保険者と任意加入者である。
- (2) 保険料の免除期間に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (3) 国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することができる。
- (4) 前年の消費者物価指数が変動すると、付加年金も同率で変わる。
- (5) 繰上げ受給をすると老齢基礎年金は減額されるが、付加年金は減額されずに 65 歳から支給される。

**[問 16]** 老齢基礎年金と振替加算について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 国民年金の保険料を 40 年間納付した人は、65 歳から満額(780,100 円)の老齢基礎年金が支給される。
- (2) 昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた人は、国民年金の保険料納付が 40 年未満でも 65 歳から満額の老齢基礎年金が支給される人がある。
- (3) 老齢基礎年金を 60 歳から繰上げて受給すると、老齢基礎年金は 65 歳時の額の 70%支給になる。
- (4) 老齢基礎年金を 60 歳から繰上げて受給すると、同時に振替加算も繰上げになり 65 歳時の額の 70%支給になる。
- (5) 老齢基礎年金を 71 歳に繰下げ請求すると、70 歳に遡及して 42%の増額支給になる。

**【問 17】 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 工場現場で働く男子工員や坑内員が年金に加入するようになったのは「昭和17年6月1日」である。この年金制度の名称を労働者年金保険という。
- (2) 女子と事務職の男子が厚生年金に加入するようになったのは「昭和19年10月1日」である。このときに労働者年金保険を厚生年金保険に改称した。
- (3) JR, JT, NTTが厚生年金に統合されたのは「平成9年4月1日」である。
- (4) 農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成15年4月1日」である。
- (5) 厚生年金と共済年金の一元化(被用者年金一元化)が施行されたのは「平成27年10月1日」である。

**【問 18】 共済年金の独自給付である「職域部分の年金」や「退職年金(年金払い退職給付)」について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 平成27年10月1日前に共済年金の加入期間がある人には「職域部分の年金」が支給される。この職域部分の年金は終身年金である。
- (2) 平成27年10月1日前から引き続き共済年金に加入している人に限り、平成27年10月以降に共済年金の加入期間から「職域部分の年金」の2分の1の額が支給される。
- (3) 平成27年10月1日以降に共済年金の加入期間がある人には「退職年金(年金払い退職給付)」が支給される。この退職年金は終身年金と有期年金との組み合わせである。
- (4) 退職年金の半分は終身年金で残りの半分は有期年金である。
- (5) 退職年金の有期年金は本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。また、一時金で受け取れることもできる。

**[問 19] 厚生年金と共済年金の一元化に伴う、在職老齢年金の改正について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 厚生年金の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満は「28万円」で、65歳以上は「47万円」である。
- (2) 共済年金だけに加入した人の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満も65歳以上も「28万円」であったが、一元化後は65歳以上の基準額については「47万円」に改めた。
- (3) 共済年金から厚生年金に変わった人の共済年金の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満も65歳以上も「47万円」であったが、一元化後は65歳未満の基準額については「28万円」に改めた。
- (4) 厚生年金から共済年金に変わった人の厚生年金は在職老齢年金のしくみはなく、全額支給されていた。一元化後は厚生年金の在職老齢年金のしくみが適用される。
- (5) 共済年金に加入していた人で一元化前から継続して厚生年金に加入している人は、既得権を尊重して一元化後も従来通りの在職中の共済年金が支給される。

**[問 20] 一元化以後の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 障害共済年金の支給認定には在職要件のみであったが、一元化以後は厚生年金のしくみと同様に保険料納付要件が問われることになった。
- (2) 障害共済年金を受給している人が継続して共済年金に加入している間は、在職老齢年金のしくみが適用になり、障害共済年金の一部または全額が停止になるケースがあったが、一元化以後は在職停止されない。
- (3) 共済年金加入中に死亡したときは、遺族共済年金の支給認定には在職要件のみであったが、一元化以後は厚生年金のしくみと同様に保険料納付要件が問われることになった。
- (4) 遺族共済年金を受給している子のいない妻が再婚すると、妻は遺族共済年金をもらう権利が無くなり同居の母に支給することとなる。これを転給という。一元化後は転給制度は廃止された。
- (5) 厚生年金と共済年金に加入している女性の年金の支給開始年齢は、厚生年金と共済年金とでは、それぞれ異なっていたが、一元化以後は厚生年金と同じ年齢から支給されることに改められた。例えば、昭和31年2月生まれの女性の退職共済年金は60歳から支給される。

**[問 21] 年金制度や加入年齢などについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 国民年金の保険料を40年以上納付することはできない。
- (2) 厚生年金の保険料を44年以上納付することはできない。
- (3) 20歳前でも会社員になると厚生年金に加入することになる。
- (4) 70歳以上の社長さんには在職老齢年金が適用になる。
- (5) 70歳以上の社長さんは厚生年金の保険料を納付する必要はない。

**[問 22] 厚生年金のしくみや保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた期間の合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額(平月)という。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額(平額)という。
- (2) 定額部分は「期間比例の年金」である。したがって、厚生年金に18歳から60歳になるまで加入すると42年分の支給額になる。
- (3) 報酬比例部分の額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金期間とを分けて年金額を求め、その合計額が報酬比例部分の年金になる。
- (4) 配偶者加給「390,100円」は老齢基礎年金の2分の1相当額である。
- (5) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額であり、保険料負担は労使折半である。保険料率は毎年9月に引き上げられる。

**[問 23] 今年5月に60歳になる人(昭和31年5月生まれ)の年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) A子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給される。
- (2) B夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給される。
- (3) C夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給される。
- (4) D子さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給される。
- (5) E子さんの厚生年金加入は11か月で、国民年金の保険料納付済期間は349か月ある。E子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給される。

**〔問 24〕** 正雄さんが 60 歳になると厚生年金の加入は 42 年になるが、年金は 62 歳から支給される。正雄さんの年金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。妻は 4 歳年下で国民年金のみに加入している。

- (1) 62 歳以後も引き続き在職すると在職老齢年金の対象になる年金は報酬比例部分だけである。
- (2) 62 歳になって退職すると厚生年金加入が 44 年になり、62 歳から報酬比例部分と定額部分の年金と配偶者加給が支給される。
- (3) 65 歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算として支給される。
- (4) 65 歳から支給される老齢基礎年金は満額の 780,100 円である。
- (5) 差額加算は老齢基礎年金に加算される年金である。ただし、40 年以上加入している場合は、差額加算の額は「ゼロ」である。

**〔問 25〕** 老齢厚生年金の算出式について、誤っているものを 1 つ選びなさい(昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの人)。

- (1) 定額部分には、「本来水準の年金額」と「従前額の保障に基づく年金額」の区分はなく、その単価はともに 1,676 円である。
- (2) 「本来水準の年金額」の報酬比例部分を算出するときの 1000 分の乗率は、総報酬前(平成 15 年 3 月以前)は 1000 分の「7.125」である。
- (3) 「本来水準の年金額」の報酬比例部分を算出するときの 1000 分の乗率は、総報酬後(平成 15 年 4 月以後)は 1000 分の「5.481」である。
- (4) 「従前額の保障に基づく年金額」の報酬比例部分を算出するときの 1000 分の乗率は、総報酬前(平成 15 年 3 月以前)は 1000 分の「7.5」である。
- (5) 「従前額の保障に基づく年金額」の報酬比例部分を算出するときの 1000 分の乗率は、総報酬後(平成 15 年 4 月以後)は 1000 分の「5.769」である。

**〔問 26〕** 厚生年金基金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給される報酬比例部分の年金の一部を肩代りして支給する。この基金年金を「代行年金」という。
- (2) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金がある。この上積み年金は基金独自で定めるものであるから、基金によって支給額は異なる。
- (3) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬(月)額は再評価しない額である。また基金額の算出にはスライド率を乗じない。
- (4) 基金の代行年金は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同じ年齢から支給される。
- (5) 財政的に行き詰まり約束した年金が支給できない基金がある。その結果、基金の代行部分を国に返上したり、解散する基金があった。このうち解散基金の保険料を解散時に一時金で精算したので、年金として支給されることはない。

[問 27] 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金の対象になっている妻や子が次のいずれかに該当したときは、加給年金の支給が停止される。加給年金が支給停止になるケースについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が18歳になった年度末を経過したとき(身体障害者の子は20歳に達したとき)。
- (3) 妻が60歳に達したとき。
- (4) 妻が20年かけた老齢厚生年金や退職共済年金を受給したとき。
- (5) 妻が障害基礎年金を受給したとき。

[問 28] 今年度60歳になる人の退職共済年金について、誤っているものを1つ選びなさい。注：一元化以後(平成27年10月1日以降)の共済年金は厚生年金の名称に準じて改称されますが、煩雑を避けるために旧名称を使用している。

- (1) 共済年金の報酬比例部分の算出式は厚生年金と同じである。
- (2) 共済年金の独自給付として職域加算(年金)が支給されていたが、一元化後は廃止され支給されることはない。
- (3) 職域加算(年金)の年金額は20年以上加入した人は報酬比例部分の20%の支給額になる。
- (4) 65歳になると定額部分相当額は差額加算と老齢基礎年金になり、差額加算は共済年金から、老齢基礎年金は日本年金機構から支給される。
- (5) 退職時に共済年金の掛金(保険料)を退職一時金として「全額受給」した人には、共済年金は支給されない。ただし、同一の共済組合に再加入して、前後の期間を合計して20年以上ある場合には、退職一時金と利息を返還して、年金を受給しなければならない。

**[問 29] 年金の繰上げ支給について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が60歳になる女性が老齢基礎年金を60歳から繰上げをすると、老齢基礎年金は30%の減額支給になる。なお、差額加算は65歳支給である。
- (2) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が62歳になる男性が60歳から老齢厚生年金の繰上げをしたとき報酬比例部分は12%の減額になる。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対象になり30%減額される。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (3) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が65歳になる人が60歳から老齢厚生年金の繰上げをしたときは差額加算と老齢基礎年金も繰上げになり、報酬比例部分を含めて30%の減額になる。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (4) 老齢厚生年金と退職共済年金の報酬比例部分の支給が62歳になる男性が60歳から老齢基礎年金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の支給額には影響ない。
- (5) 障害者特例(長期特例者を含む)で老齢厚生年金の定額部分の支給が報酬比例部分の支給年齢と同じ62歳になる男性が、60歳から定額部分を繰上げて受給したときは、老齢基礎年金は一部繰上げになる。

**[問 30] 老齢基礎年金を繰上げしたときのデメリットについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に繰上げ支給の取り消しや変更はできない。
- (2) 老齢基礎年金は一生減額支給される。60歳から老齢基礎年金を繰上げた場合は、76歳9か月以降は繰上げしない年金の方が有利になる。
- (3) 65歳になる間に遺族厚生年金の受給権が発生した場合は、繰上げした老齢基礎年金と遺族厚生年金の両年金が支給される。
- (4) 「事後重症による障害基礎年金」の請求はできない。
- (5) 「寡婦年金」の請求はできない。

**[問 31] 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と当月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額(月額)とを合算した額である。ボーナスの支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になる。
- (2) 標準賞与額は、1回に支給されるボーナス額の上限を150万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額である。
- (3) 基本年金月額は、報酬比例部分と定額部分を合算した額である。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本年金月額になる。
- (4) 65歳からの在職老齢年金の算出に用いる基本年金月額は、老齢厚生年金(報酬比例部分と差額加算との合算額)である。
- (5) 基準額とは在職停止額を求めるときに用いる額である。

**[問 32] 在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 65歳前の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のときは、全額支給される。
- (2) 65歳前の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になる。
- (3) 65歳以後の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のときは、全額支給される。
- (4) 65歳以後の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になる。
- (5) 在職老齢年金が一部でも支給停止になったときは、配偶者加給は支給されない。

**[問 33] 在職老齢年金が一部停止または全部停止になる下記のケースについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 総報酬月額相当額が1万円の増額になった場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の減額になる。(給料が増額になったときや賞与が支給されたケース)
- (2) 基本年金月額が1万円の増額になった場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になる。(昔加入した厚生年金の期間が判明したときのケース)
- (3) 基準額が1万円アップした場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になる。(年金改正で基準額が見直されたケース)
- (4) 自営業の人が老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、在職停止のしくみが適用され総報酬月額相当額によっては、老齢基礎年金の一部または全額が停止される。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が同時に受けられるときは、在職老齢年金は併給調整されて一部停止される。

**[問 34]** 65歳前の年金月額が8万円(日本年金機構から「6万円」、基金から「2万円」)の人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選びなさい(この厚生年金基金は在職老齢年金のしくみが適用される)。

- (1) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「4万円(=6万円-2万円)」,基金から「2万円」の合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (2) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「6万円」,基金は全額支給停止(=2万円-2万円)になり,合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (3) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「5万円(=6万円-1万円)」,基金から「1万円(=2万円-1万円)」の合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (4) 在職停止額が6万円の場合には、日本年金機構から「4万円(=6万円-2万円)」,基金は全額支給停止(=2万円-2万円)になる。
- (5) 在職老齢年金が全額停止になっている人の給料が下がり(総報酬月額相当額が低下),在職老齢年金が1万円支給される場合は、日本年金機構から1万円の在職老齢年金が支給される。

**[問 35]** 65歳になる社長さんの基本年金月額は「10万円」である。社長さんの在職老齢年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が「37万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (2) 総報酬月額相当額が「47万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (3) 総報酬月額相当額が「57万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (4) 厚生年金の加入年齢の上限は「70歳になるまで」であるから、70歳以降に在職しても年金の支給停止はない。
- (5) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算(経過的加算)も支給停止になる。

**[問 36] 障害年金の用語やしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 初診日とはケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日である。
- (2) 障害認定日とは、障害の認定を行うべき日のことであり、初診日から起算して1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に傷病が治った日をいう。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給される。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、症状が悪化して障害基準に該当したときは、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給される。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求した場合は、障害年金は傷病が悪化したときまでに、さかのぼって支給される。

**[問 37] 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 原則として、国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の2級以上に該当する場合に障害基礎年金が支給される。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算される(障害の程度が1級・2級の状態にある子は20歳になるまで)。
- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金(780,100円)と同額である。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍(975,100円)」である。
- (4) 心臓にペースメーカーを装着すると装着した日(初診日から1年6か月以内に限る)が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。
- (5) 人工透析療法を受けた日(初診日から1年6か月以内に限る)から3か月を経過した日が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。

**[問 38] 障害厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある人に支給される。
- (2) 障害厚生年金は障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給される。1級または2級に該当した場合には配偶者の加給年金が加算され、障害基礎年金が併給される。
- (3) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出する。算出式に用いる被保険者期間の月数は初診日の月までの月数とする。ただし、加入月数が300月未満の場合は300月として計算する。
- (4) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額である。
- (5) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で585,100円(満額の老齢基礎年金の4分の3相当額)である。

[問 39] 年金の併給(両年金が受給できること)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できる。ただし、労災年金は一定の率で減額される。
- (2) 65歳から遺族基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。
- (3) 65歳から老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できる。
- (4) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できる。
- (5) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。

[問 40] 国民年金の第1号被保険者である夫が亡くなったとき、妻に「寡婦年金、または死亡一時金」が支給されることがある。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 死亡一時金は第1号被保険者として、保険料を36月(3年)以上納付した人が死亡したときに支給される。
- (2) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されない。
- (3) 亡夫が第1号被保険者として保険料納付済期間(免除期間を含む)が25年以上あり婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで「寡婦年金」が支給される。
- (4) 夫の死亡時に妻は死亡一時金を受給しても、妻が60歳になると「寡婦年金」が支給される。
- (5) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合や障害基礎年金を受給していた場合は、「寡婦年金」は支給されない。

[問 41] 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子」、「子のいる妻(母子家庭)」、「子のいる夫(父子家庭)」に限られる。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末までの子、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいう。
- (3) 自営業の夫(第1号被保険者)が死亡したとき、妻と13歳の子が残された場合は、妻に1,004,600円(=780,100円+224,500円)の遺族基礎年金が支給される。
- (4) 末子(健常者)が18歳になる年度末を過ぎると妻に支給される遺族基礎年金は減額されて780,100円になる。
- (5) 厚生年金に加入していた妻が死亡したとき、55歳の夫と16歳の子が残された場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。遺族基礎年金が支給されなくなると、遺族厚生年金は夫が60歳になるまで支給停止になる。

[問 42] 亡夫は厚生年金加入中(在職中)に死亡した。遺族は 39 歳の妻と 15 歳の子である。支給されている遺族給付について、誤っているものを 1 つ選びなさい。なお、亡夫は第 1 号被保険者として国民年金の保険料を 15 年納付していた。その後に厚生年金に 5 年加入していた。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。
- (2) 遺族厚生年金の額には中高齢寡婦加算が加算されている。
- (3) 妻が 60 歳になっても寡婦年金は支給されない。
- (4) 亡夫の厚生年金加入は 5 年であるが、遺族厚生年金の額を算出するときは 25 年(300 月)加入したものとして計算されている。
- (5) 65 歳から遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金は併給される。

[問 43] 今年 65 歳になる A 子さんは「遺族厚生年金 12 万円(月額)」と「老齢厚生年金 6 万円」、「老齢基礎年金 4 万円」の受給権がある。A 子さんに支給される年金を 1 つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金「12 万円」と老齢厚生年金「6 万円」と老齢基礎年金「4 万円」の合計額「22 万円」が支給される。
- (2) 遺族厚生年金と老齢基礎年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12 万円」と老齢厚生年金「6 万円」の合計額「18 万円」が支給される。
- (3) 遺族厚生年金と老齢厚生年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12 万円」と老齢基礎年金「4 万円」の合計額「16 万円」が支給される。
- (4) 遺族厚生年金「6 万円(= 12 万円 - 老齢厚生年金 6 万円)」と老齢厚生年金「6 万円」と老齢基礎年金「4 万円」の合計額「16 万円」が支給される。
- (5) 遺族厚生年金「8 万円(= 12 万円 × 2/3)」と老齢厚生年金「3 万円(= 6 万円 × 1/2)」と老齢基礎年金「4 万円」の合計額「15 万円」が支給される。

[問 44] 年金と税金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 障害の年金は非課税である。
- (2) 遺族の年金は非課税である。
- (3) 老齢の年金は課税対象になる年金である。課税対象になる人は支払年金額が 65 歳未満の人で 130 万円、65 歳以上の人では 180 万円以上の人である。ただし、様々な控除を受けられるので実際には税金がかからない人もいる。
- (4) 控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出する。この申告書は毎年 10 月下旬に日本年金機構から送られてくる。未提出の人には税金が多くかかる。
- (5) 税金の徴収は年金の支払いのつと、源泉徴収(天引き)する。

**[問 45]** 老齢の年金の請求手続きについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてくる。
- (2) 年金は誕生日の前日から請求手続きができる。
- (3) 国民年金だけに加入した人(第1号被保険者や第3号被保険者)の請求先は市区町村である。厚生年金だけに加入した人や厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターである。
- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。
- (5) 年金請求には配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の添付が必要である。

**[問 46]** 今年62歳になる山口さんは厚生年金に20年以上加入した人である。山口さんが年金請求するときの持参する書類について、誤っているものを1つ選びなさい。妻は4歳年下で年金は国民年金のみに加入している。

- (1) 山口さんが健康保険組合に加入している場合は、その被保険者証が必要である。
- (2) 戸籍謄本、住民票謄本(家族全員が記載されているもの)、妻の非課税証明書または課税証明書が必要である。
- (3) 夫婦の基礎年金番号通知書(または年金手帳)、山口さんの雇用保険の被保険者証が必要である。
- (4) すでに、年金を受給している場合(障害年金など)は、その年金証書が必要である。
- (5) 年金の受取機関の証明印がない場合は、山口さんの預金通帳が必要である。

**[問 47]** 年金の請求をした良夫さん(厚生年金加入30年)に年金証書が届いた。この年金証書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類、受給権者の氏名、生年月日、受給権を取得した年月の記載がある。
- (2) 基本となる年金額の記載欄とは別に配偶者加給または加給年金の欄が設けられている。基本となる年金額は報酬比例部分の年金である。なお、基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されている。
- (3) 請求書には配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号を記入したので、年金証書には配偶者の年金加入月数と平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されている。
- (4) 厚生年金基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されているから、厚生年金基金の年金額の検算ができる。
- (5) 年金証書を紛失したなどの理由で年金証書の再交付依頼をすると、現在受給している年金額が記載されている証書が郵送されてくる。

**[問 48] 年金証書には基礎年金番号(10桁)と年金コード(4桁)が記載されている。**

**この基礎年金番号と年金コードについて、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 基礎年金番号制度は平成9年1月に導入された。当時、年金に加入している人には「基礎年金番号通知書」で、年金受給者には「年金証書」で基礎年金番号を通知した。
- (2) 基礎年金番号は10桁のうち、最初の4桁は都道府県と該当年金事務所を示している。あとの6桁はその人の固有番号である。
- (3) 農協や漁協に勤めていた人の基礎年金の最初の4桁は「9600」番台で表示されている。
- (4) 青色の年金手帳に記載されている番号は基礎年金番号であるから、年金証書の基礎年金番号と同じ番号である。
- (5) 年金請求時に新しい番号で記録管理をするので、基礎年金番号は廃止し「照会番号」で年金記録を管理することになった。

**[問 49] 年金受給者に送付される書類について、誤っているものを1つ選びなさい。**

- (1) 「公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書(ハガキ形式)」は、所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年10月下旬に届き、必要事項を記入して返送する。申告書の提出を怠ると税金が多くかかる。ただし、独身者は申告書の提出が不要である。
- (2) 「支給額変更通知書(A4サイズ)」は、在職老齢年金の支給額が変わったときや65歳になったときなど、本人自身に改定理由がある場合に届く。
- (3) 「年金額改定通知書(ハガキ形式)」は、法律改正や物価の変動など、日本年金機構(国)に改定理由がある場合に届く。
- (4) 「年金振込通知書(ハガキ形式)」は、原則として毎年度6月に当年度の1回の振込額が記載されている。この通知書には所得税が課税される人には税額が記載されている。
- (5) 年金の振込先の金融機関を変えるときに、「年金受給権者・受取機関変更届」を使用する。

[問 50] 65 歳になると「特別支給の老齢厚生年金」を受給する権利は無くなる(失権)ので、改めて年金請求をする。このときの請求書を「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(ハガキ形式)」という。この 65 歳時の年金請求について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金の繰上げをした人にも年金請求書が届く。ただし、請求書には繰下げ希望欄はない。その理由は、老齢厚生年金のみの繰下げ確認なのでハガキを提出しないことが繰下げの意思表示となるからである。
- (2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金を繰下げ希望する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (3) 65 歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送する。
- (4) 老齢基礎年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢基礎年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (5) 老齢厚生年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。



# 「試験問題解説編」



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

# 目 次

## 最近の年金改正など

問 1	ねんきん定期便(1) .....	26
問 2	ねんきん定期便(2) .....	26
問 3	厚生年金の基礎知識 .....	27
問 4	離婚したときの年金分割 .....	27

## 国 民 年 金

問 5	3号不整合期間 .....	28
問 6	国民年金の旧年金と新年金 .....	28
問 7	国民年金のしくみ .....	29
問 8	国民年金の被保険者の種別 .....	29
問 9	国民年金の任意加入 .....	29
問10	在日外国人や在外邦人の国民年金 .....	30
問11	国民年金の保険料 .....	30
問12	保険料の免除制度 .....	31
問13	保険料の「学生の納付特例制度」など .....	31
問14	年金の受給資格 .....	32
問15	国民年金の付加年金 .....	32
問16	老齢基礎年金と振替加算 .....	32

## 厚 生 年 金 ・ 共 済 年 金

問17	厚生年金制度の歴史 .....	33
問18	共済年金の「職域部分の年金」や「退職年金(年金払い退職給付)」…	34
問19	厚生年金と共済年金の一元化 .....	34
問20	一元化後の年金 .....	34
問21	年金制度や加入年齢 .....	35
問22	厚生年金のしくみや保険料 .....	35
問23	年金の支給開始年齢 .....	36
問24	支給される年金の内容 .....	36

問25	老齢厚生年金の算出式	37
問26	厚生年金基金	37
問27	加給年金が支給停止するとき	38
問28	退職共済年金	38
問29	年金の繰上げ支給	39
問30	老齢基礎年金の繰上げ	39
<b>在 職 老 齢 年 金 な ど</b>		
問31	在職老齢年金の用語	40
問32	在職老齢年金のしくみ	40
問33	在職老齢年金の一部停止または全部停止	40
問34	在職老齢年金額(1)	41
問35	在職老齢年金額(2)	42
<b>障 害 年 金 ・ 遺 族 年 金</b>		
問36	障害年金の用語やしくみ	42
問37	障害基礎年金	43
問38	障害厚生年金	43
問39	障害年金と他の年金との併給	44
問40	寡婦年金と死亡一時金	44
問41	遺族基礎年金	45
問42	厚生年金の遺族給付	45
<b>年 金 と 税 金</b>		
問43	受給権が複数ある場合の年金	46
問44	年金と税金	47
<b>受 給 手 続 き</b>		
問45	老齢の年金の請求手続き	47
問46	年金請求の際に持参する書類	48
問47	年金証書	48
問48	基礎年金番号と年金コード	48
問49	日本年金機構から届く書類, 出す書類	49
問50	65歳時の年金請求の手続き	49

# 正解と解説

## 年金実務

各問の(1)～(5)の中から1つ選んでください。

### ●最近の年金改正など

#### ねんきん定期便(1)

**問 1** 日本年金機構から届く「ねんきん定期便」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成24年度からの「ねんきん定期便」は、35歳、45歳、59歳の人を除いて、ハガキ形式で送付されてくる。
- (2) 厚生年金の加入期間が20年以上ある人であっても、配偶者加給の額は記載されていない。
- (3) 厚生年金基金に加入した人の報酬比例部分の額は、基金年金額を控除した年金額である。
- (4) 「ねんきん定期便」の年金見込み額は年齢に関係なく、これまでの加入実績に応じた年金額である。
- (5) 65歳支給欄の記載額は、老齢基礎年金と報酬比例部分と経過的加算の額である。

正解率 41%

正解 (4)



#### ↳ 解説

50歳未満の人には加入実績に応じた年金額、50歳以上の人には「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に60歳まで引き続き加入した場合の年金見込額が記載されている。

#### ねんきん定期便(2)

**問 2** 59歳になる人に届いた「ねんきん定期便」には、様々な書類が同封されている。この書類の記載内容について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「年金加入履歴」には、厚生年金基金の加入記録が記載されている。
- (2) 「年金加入履歴」に資格を失った日が月初(1日)の記載がある場合は、退職日は前月の末日である。
- (3) 「国民年金の保険料の納付状況」には、保険料の未納や付加保険料の納付記録も記載されている。
- (4) 「国民年金の保険料の納付状況」に3号の記載があるのは、第3号被保険者のことで

あり、昭和 61 年 3 月以前の記録には 3 号の記載はない。

- (5) 「厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には、昭和 61 年 4 月以降に支払われた標準賞与の支給額が記載されている。

正解率 37%

正解 (5)



### 解説

厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況には、「平成 15 年 4 月以降」に支払われた標準賞与の支給額が記載されている。平成 15 年 4 月から賞与を含めた総報酬制が導入されたからである。

## 厚生年金の基礎知識

問 3 厚生年金の基礎知識について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 老齢年金（旧国民年金）を受給している広子さんは、昔かけた厚生年金の記録が「10 か月（昭和 19 年 10 月から終戦の昭和 20 年 8 月 15 日まで）」判明したが、この厚生年金は支給される。
- (2) 通算老齢年金（旧厚生年金）を受給している春子さんは、昔かけた厚生年金の記録が「10 か月（昭和 19 年 10 月から終戦の昭和 20 年 8 月 15 日まで）」判明したが、この厚生年金は支給される。
- (3) 海軍工廠など軍の工場に徴用工として働いていた人の昭和 17 年 6 月から 20 年 8 月までの期間は、厚生年金を受給している人（1 年以上の加入）は定額部分の年金に加算される。ただし、国民年金だけに加入した

人には加算されない。

- (4) 米軍基地（駐留軍基地）に昭和 24 年 4 月から日本人従業員として働いていた人は、厚生年金に加入していた。
- (5) 厚生年金を受給している人が請求すべき国民年金を請求していない場合は、5 年前までの期間は遡及して支給されるが、5 年よりも前は時効で支給されない。

正解率 42%

正解 (1)



### 解説

- (1) 老齢年金（旧国民年金）を受給している人に、昔かけた厚生年金の 1 年未満の加入期間が判明しても支給されないが、1 年以上の場合は支給される。
- (2) 旧厚生年金を受給している人に、1 年未満の厚生年金の加入記録が出てきた場合は、同じ制度だから、期間が合算されて増額支給になる。

## 離婚したときの年金分割

問 4 離婚に伴う年金分割について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 離婚分割は平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚した場合に適用される。分割の対象になる期間は平成 19 年 3 月以前を含む婚姻期間である。
- (2) 離婚分割の請求は、原則として離婚後「2 年以内」に年金事務所に申し出る。
- (3) 厚生年金の「報酬比例部分と定額部分又は老齢基礎年金」が分割の対象になる年金である。
- (4) 基金年金の「代行部分」も分割の対象に

なるが、加算部分は分割対象にはならない。

- (5) 共済年金の「報酬比例部分と職域部分」が分割の対象になる年金である。

正解率 68%

**正解 (3)**

### ↳ 解説

厚生年金の「報酬比例部分」が分割の対象になる年金である。詳しくいうと報酬比例部分の年金そのものが分割されるわけではない。夫の標準報酬(給料や賞与)を分割して妻に譲渡する。その結果、夫の報酬比例部分が減額になり、妻の報酬比例部分が増額になる。その計算過程は複雑である。

## ● 国民年金

### 3号不整合期間

**問 5** 夫の退職などにより妻は国民年金の第1号被保険者となったにもかかわらず第3号被保険者のままで、種別訂正をされていないケースがある。この訂正されていない期間について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 2年前までの第1号被保険者の未納期間は保険料を納付しなければならない。保険料を納付しない期間は保険料未納期間になる。
- (2) 2年より前の第1号被保険者の未納期間は「特定期間該当届」の届出をすれば全額免除期間として取り扱われる。

- (3) 2年より前の第1号被保険者の未納期間については、10年前までの特定期間の保険料を追納することができるが、追納の期限は平成27年4月から平成30年3月の3年間である。

- (4) 特定期間の保険料追納については、60歳未満の人は過去10年以内の期間、60歳以上の人は50歳以上60歳未満の期間は特例追納ができる。

- (5) 老齢基礎年金を受給している人が特定期間に保険料を納付しなかった場合は平成30年4月から、受給していた老齢基礎年金の最大でも10%が減額される。

正解率 68%

**正解 (2)**

### ↳ 解説

2年より前の第1号被保険者の未納期間は「特定期間該当届」の届出をすれば「カラ期間」になる。

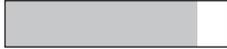
### 国民年金の旧年金と新年金

**問 6** 国民年金の旧年金と新年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 旧年金とは昭和61年3月以前に受給権が発生した年金である。
- (2) 老齢年金や通算老齢年金は旧年金の名称で、新年金では老齢基礎年金という。
- (3) 旧年金と新年金とでは算出式が異なることはない。
- (4) 旧国民年金を受給している妻に振替加算が加算されることはない。
- (5) 老後の年金の年金コードは旧年金では「0120」や「0520」と表示されている。新年金の年金コードは「1150」である。

正解率 85%

正解 (3)



↳ 解説

旧年金と新年金とでは算出式が異なる。

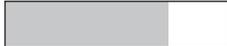
### 国民年金のしくみ

問 7 国民年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金は昭和36年4月に施行され、20歳から60歳になるまで加入することになった。原則として、加入した40年のうち25年以上の納付があれば老齢基礎年金が支給される。
- (2) 夫婦ともに厚生年金に加入している期間は夫は国民年金の第2号被保険者、妻は第3号被保険者とされる。
- (3) 農協を59歳で退職した人は、国民年金の第1号被保険者である。
- (4) 農協を60歳で退職した人は、国民年金の任意加入者である。
- (5) 農協や漁協に勤めている62歳の人は、国民年金の第2号被保険者である。

正解率 72%

正解 (2)



↳ 解説

夫婦ともに国民年金の第2号被保険者である。

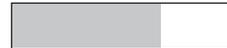
### 国民年金の被保険者の種別

問 8 国民年金の被保険者の種別などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 第3号被保険者とは、第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳から65歳未満の者である。
- (2) サラリーマンの夫と離婚した妻は第3号被保険者から第1号被保険者にかわる。
- (3) 厚生年金加入の夫が65歳になると、59歳の妻は第3号被保険者から第1号被保険者にかわる。
- (4) 第3号被保険者の年収が130万円以上になると、第1号被保険者になる。
- (5) 第3号被保険者になったとの届出は、配偶者が在籍している会社（または共済組合）で行っている。

正解率 66%

正解 (1)



↳ 解説

第2号被保険者の被扶養配偶者であって「20歳以上60歳未満」の間は第3号被保険者になる。

### 国民年金の任意加入

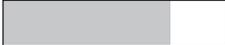
問 9 国民年金に「任意加入」できる人を、1人選びなさい。

- (1) 60歳以後も引き続き会社に在職（厚生年金加入）している青山さんは、国民年金に任意加入ができる。
- (2) 18歳から会社勤めをして63歳で退職した秋田さんは65歳になるまで、国民年金に任意加入ができる。
- (3) 広島さんは老齢基礎年金を受給しているが、保険料未納期間が3年あるので満額の老齢基礎年金にするために65歳から3年間、国民年金に特例任意加入ができる。
- (4) 学生時代に国民年金の保険料を納めてい

なかった自営業の福島さんは、60歳から国民年金に任意加入ができる。

- (5) 60歳から老齢基礎年金を繰り上げて受給する山下さんは、国民年金に任意加入ができる。

正解率 74%

**正解 (4)** 

### ↳ 解説

- (1) 青山さんは厚生年金に加入しているので、国民年金に任意加入することはできない。
- (2) 厚生年金の加入のうち「20歳から60歳になるまで」の40年の期間から満額の老齢基礎年金が支給されるので、国民年金に任意加入することはできない。
- (3) 広島さんは老齢基礎年金を受給している人だから国民年金に任意加入することはできない。65歳から70歳になるまで国民年金の特例任意加入ができる人とは、年金の受給資格に欠ける人に限る。
- (5) 老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は、国民年金に任意加入することはできない。

### 在日外国人や在外邦人の国民年金

**問 10** 在日外国人や在外邦人（海外生活をしている日本人）の国民年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) アメリカの支店に派遣されアメリカ年金に6年加入した。厚生年金とアメリカ年金の加入期間を合算して10年以上ある場合は、アメリカ年金の6年分が受給できる。

- (2) 外国人が来日するまでの海外期間は昭和36年4月以降の20歳から60歳になるまではカラ期間である。ただし、65歳になるまでに日本国籍を取得するか永住許可を受けた人に限る。

- (3) 在外邦人は20歳から65歳になるまでは国民年金に任意加入できる。

- (4) 在外邦人が任意加入しなかった20歳から60歳になるまでの期間はカラ期間である。

- (5) 在外邦人が任意加入して保険料を納付しなかった期間は保険料未納期間である。

正解率 38%

**正解 (5)** 

### ↳ 解説

平成26年4月改正で、在外邦人や昭和61年3月以前のサラリーマンの妻（専業主婦）が任意加入して、保険料を納付しなかった期間（20歳から60歳になるまで期間）はカラ期間になった。この改正は無年金者への救済措置だから過去に遡及して適用される。

### 国民年金の保険料

**問 11** 国民年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成27年度の国民年金の保険料は月額15,590円である。
- (2) 保険料は平成29年度まで毎年4月に改定される。平成29年度からは月額16,900円に固定されるが、物価や賃金の変動で見直される場合がある。
- (3) 60歳から国民年金に任意加入する低所得の人は、申請すると保険料の納付が免除さ

れる場合がある。

- (4) 農協や漁協に勤めている人は国民年金の保険料を自ら納付する必要はない。厚生年金の保険料から、国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているからである。
- (5) 第3号被保険者は第2号被保険者の年金制度から国民年金の保険料相当額を「基礎年金拠出金」として国民年金制度に拠出しているので、自ら保険料を納付する必要はない。

正解率 72%

正解 (3)

### ↳ 解説

保険料の申請免除のしくみが適用されるのは強制加入者である第1号被保険者に限る。任意加入者に免除制度は適用されない。

## 保険料の免除制度

問 12 国民年金の保険料免除制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害基礎年金を受給している期間は法定免除期間になる。
- (3) 親と同居していても本人の所得を基準として申請免除が受けられる。
- (4) 申請免除が認められると、2年前までの未納期間も免除期間とされる。
- (5) 申請免除が認められた期間（全額免除期間を除く）に、免除保険料を納付しなかった期間は滞納期間になる。

正解率 71%

正解 (3)

### ↳ 解説

- (1), (2) 生活保護法の生活扶助を受けていた期間や障害基礎年金を受給していた期間は法定免除になる。法定免除には時効がない。届出ることにより全額免除期間になる。無年金の人に法定免除期間が判明すると年金の受給資格を満たすことができる人もいる。
- (3) 本人に収入がないときでも、世帯主または配偶者のどちらかの所得が一定額を超える場合は申請免除は認められない。
- (4) 申請免除は直近の7月まで遡及して免除が認められるが、平成26年4月改正で、国民年金の保険料の徴収権の時効が成立する前の2年分について、保険料の免除の対象とすることになった。この場合、申請免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要である。

## 保険料の「学生の納付特例制度」など

問 13 国民年金の保険料の「免除」と「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「免除」の期間は、老齢基礎年金の額に反映される。
- (2) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間は、老齢基礎年金の年金額に反映されない。
- (3) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年

者の納付猶予」の期間は、年金の受給資格をみる場合に期間計算に含める（いわゆる「カラ期間」になる）。

- (4) 「免除」された10年前までの期間は保険料の追納ができる。
- (5) 「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の期間のうち、2年前までの期間は保険料の追納ができるが2年より前の期間は追納できない。

正解率 51%

**正解 (5)**

### ↳ 解説

保険料免除期間と同様に、「学生の納付特例」と「30歳未満の若年者の納付猶予」の10年前までの期間は保険料の追納ができる。

## 年金の受給資格

**問 14** 年金の受給資格の可否を判定するときに、カラ期間（合算対象期間）を含めて25年の加入期間があれば受給資格を満たすが、このカラ期間に該当しない期間を1つ選びなさい。

- (1) 自営業の夫（国民年金の第1号被保険者）と結婚した専業主婦が保険料を納付しなかった60歳前の期間。
- (2) 20歳以上の学生で平成3年3月までの任意加入しなかった期間。
- (3) サラリーマンの妻（専業主婦）で結婚から昭和61年3月までの期間。
- (4) サラリーマンの夫と離婚した専業主婦の結婚から離婚までの期間（昭和61年3月までの期間に限る）。
- (5) 昭和36年4月以後に厚生年金の脱退手当

金を受けた期間。ただし、昭和61年以降に国民年金の加入がある場合に限る。

正解率 75%

**正解 (1)**

### ↳ 解説

自営業の妻（専業主婦）は国民年金の第1号被保険者としての強制加入者であるから、保険料を納付しなかった期間は保険料の滞納期間になる。

## 国民年金の付加年金

**問 15** 国民年金の付加年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 付加保険料を納付できる人は、国民年金の第1号被保険者と任意加入者である。
- (2) 保険料の免除期間に希望すれば付加保険料を納付することができる。
- (3) 国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することができる。
- (4) 前年の消費者物価指数が変動すると、付加年金も同率で変わる。
- (5) 繰上げ受給をすると老齢基礎年金は減額されるが、付加年金は減額されずに65歳から支給される。

正解率 57%

**正解 (1)**

### ↳ 解説

付加保険料を納付できる人は第1号被保険者と任意加入者である。

## 老齢基礎年金と振替加算

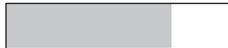
**問 16** 老齢基礎年金と振替加算について、

誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金の保険料を40年間納付した人は、65歳から満額(780,100円)の老齢基礎年金が支給される。
- (2) 昭和16年4月1日以前に生まれた人は、国民年金の保険料納付が40年未満でも65歳から満額の老齢基礎年金が支給される人がある。
- (3) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、老齢基礎年金は65歳時の額の70%支給になる。
- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給すると、同時に振替加算も繰上げになり65歳時の額の70%支給になる。
- (5) 老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求すると、70歳に遡及して42%の増額支給になる。

正解率 73%

正解 (4)



### 解説

- (2) 国民年金制度がスタートした昭和36年4月1日に20歳を超える人は60歳になるまでに国民年金の保険料を40年間納付することはできない。例えば、昭和16年4月1日生まれの人は、国民年金制度がスタートした昭和36年4月1日には「21歳」である。60歳になるまで保険料を39年間納付すると、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。
- (4) 老齢基礎年金を60歳から繰上げて受給しても振替加算は65歳から支給され、減額されることはない。
- (5) 平成26年4月改正で老齢基礎年金を71歳で繰下げ請求すると、70歳時点にさかのぼり支給される。増額率は

42% (= 0.7% × 60月) である。なお、老齢基礎年金を繰下げると振替加算も同時に繰下げになる。ただし、振替加算は増額にならない。

## 厚生年金・共済年金

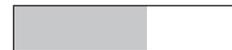
### 厚生年金制度の歴史

問 17 厚生年金制度の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 工場現場で働く男子工員や坑内員が年金に加入するようになったのは「昭和17年6月1日」である。この年金制度の名称を労働者年金保険という。
- (2) 女子と事務職の男子が厚生年金に加入するようになったのは「昭和19年10月1日」である。このときに労働者年金保険を厚生年金保険に改称した。
- (3) JR、JT、NTTが厚生年金に統合されたのは「平成9年4月1日」である。
- (4) 農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成15年4月1日」である。
- (5) 厚生年金と共済年金の一元化(被用者年金一元化)が施行されたのは「平成27年10月1日」である。

正解率 59%

正解 (4)



### 解説

農林年金(共済年金)が厚生年金に統合されたのは「平成14年4月1日」である。

## 共済年金の「職域部分の年金」や「退職年金（年金払い退職給付）」

問 18 共済年金の独自給付である「職域部分の年金」や「退職年金（年金払い退職給付）」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成27年10月1日前に共済年金の加入期間がある人には「職域部分の年金」が支給される。この職域部分の年金は終身年金である。
- (2) 平成27年10月1日前から引き続き共済年金に加入している人に限り、平成27年10月以降に共済年金の加入期間から「職域部分の年金」の2分の1の額が支給される。
- (3) 平成27年10月1日以降に共済年金の加入期間がある人には「退職年金（年金払い退職給付）」が支給される。この退職年金は終身年金と有期年金との組み合わせである。
- (4) 退職年金の半分は終身年金で残りの半分は有期年金である。
- (5) 退職年金の有期年金は本人の希望により10年または20年の受給期間を選択することができる。また、一時金で受け取ることができる。

正解率 41%

正解 (2)

↳ 解説

平成27年10月1日以降の共済年金の加入期間からは、「職域部分の年金」が支給されることはない。

## 厚生年金と共済年金の一元化

問 19 厚生年金と共済年金の一元化に伴う、在職老齢年金の改正について、誤っているものを1つ選びなさい。

のを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満は「28万円」で、65歳以上は「47万円」である。
- (2) 共済年金だけに加入した人の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満も65歳以上も「28万円」であったが、一元化後は65歳以上の基準額については「47万円」に改めた。
- (3) 共済年金から厚生年金に変わった人の共済年金の在職老齢年金の額を算出するときに用いる「基準額」は65歳未満も65歳以上も「47万円」であったが、一元化後は65歳未満の基準額については「28万円」に改めた。
- (4) 厚生年金から共済年金に変わった人の厚生年金は在職老齢年金のしくみはなく、全額支給されていた。一元化後は厚生年金の在職老齢年金のしくみが適用される。
- (5) 共済年金に加入していた人で一元化前から継続して厚生年金に加入している人は、既得権を尊重して一元化後も従来通りの在職中の共済年金が支給される。

正解率 24%

正解 (5)

↳ 解説

一元化前から継続して共済年金に加入している人であっても、一元化後の共済年金は厚生年金の在職老齢年金のしくみが適用される。

## 一元化後の年金

問 20 一元化以後の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

## 年金制度や加入年齢

- (1) 障害共済年金の支給認定には在職要件のみであったが、一元化以後は厚生年金のしくみと同様に保険料納付要件が問われることになった。
- (2) 障害共済年金を受給している人が継続して共済年金に加入している間は、在職老齢年金のしくみが適用になり、障害共済年金の一部または全額が停止になるケースがあったが、一元化以後は在職停止されない。
- (3) 共済年金加入中に死亡したときは、遺族共済年金の支給認定には在職要件のみであったが、一元化以後は厚生年金のしくみと同様に保険料納付要件が問われることになった。
- (4) 遺族共済年金を受給している子のいない妻が再婚すると、妻は遺族共済年金をもらう権利が無くなり同居の母に支給することとなる。これを転給という。一元化後は転給制度は廃止された。
- (5) 厚生年金と共済年金に加入している女性の年金の支給開始年齢は、厚生年金と共済年金とでは、それぞれ異なっていたが、一元化以後は厚生年金と同じ年齢から支給されることに改められた。例えば、平成31年2月生まれの女性の退職共済年金は60歳から支給される。

正解率 45%

正解 (5)

### 解説

女性の退職共済年金の支給開始年齢は、一元化以後（平成27年10月1日以後）も従来どおりで平成31年2月生まれの女性の退職共済年金は62歳から支給される。

問 21 年金制度や加入年齢などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金の保険料を40年以上納付することはできない。
- (2) 厚生年金の保険料を44年以上納付することはできない。
- (3) 20歳前でも会社員になると厚生年金に加入することになる。
- (4) 70歳以上の社長さんには在職老齢年金が適用になる。
- (5) 70歳以上の社長さんは厚生年金の保険料を納付する必要はない。

正解率 57%

正解 (2)

### 解説

厚生年金に加入できる年齢は「15歳以上70歳未満」である。したがって、最大55年間は厚生年金に加入することができる。

## 厚生年金のしくみや保険料

問 22 厚生年金のしくみや保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 月々の標準報酬月額に再評価率を乗じた期間の合計額をその期間の月数で除した額を平均標準報酬月額（平月）という。平成15年4月から賞与も年金額に反映することになったので、賞与を含めた平均値を平均標準報酬額（平額）という。
- (2) 定額部分は「期間比例の年金」である。したがって、厚生年金に18歳から60歳になるまで加入すると42年分の支給額にな

る。

- (3) 報酬比例部分の額を計算する場合は平成15年3月までと、平成15年4月以降の厚生年金期間とを分けて年金額を求め、その合計額が報酬比例部分の年金になる。
- (4) 配偶者加給「390,100円」は老齢基礎年金の2分の1相当額である。
- (5) 厚生年金の保険料は標準報酬月額に保険料率を乗じた額であり、保険料負担は労使折半である。保険料率は毎年9月に引き上げられる。

正解率 52%

正解 (2)

### 解説

厚生年金の加入期間が40年以上あっても、定額部分の支給額を計算するときには、月数の上限を480月(40年)とする(平成21年4月2日以降生まれの人)。なお、報酬比例部分の支給額を計算するときには、実際に加入した月数を用いる。

## 年金の支給開始年齢

問 23 今年5月に60歳になる人(昭和31年5月生まれ)の年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) A子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給される。
- (2) B夫さんの「特別支給の老齢厚生年金」は、62歳から支給される。
- (3) C夫さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給される。
- (4) D子さんの「特別支給の退職共済年金」は、62歳から支給される。

- (5) E子さんの厚生年金加入は11か月で、国民年金の保険料納付済期間は349か月ある。E子さんの老齢厚生年金と老齢基礎年金は、65歳から支給される。

正解率 73%

正解 (1)

### 解説

年金の加入期間が1年以上ある人の支給開始年齢は、老齢厚生年金については性別と生年月日で異なる。共済年金では性別での差別はなく、生年月日で支給開始年齢が定められている。なお、年金の加入期間が1年未満ある人の支給開始年齢は65歳からである。

- (1) A子さんの「特別支給の老齢厚生年金」は60歳から支給される。
- (5) 1年未満の加入がある厚生年金や共済年金は65歳から支給される(新年金の人)。

## 支給される年金の内容

問 24 正雄さんが60歳になると厚生年金の加入は42年になるが、年金は62歳から支給される。正雄さんの年金について、誤っているものを1つ選びなさい。妻は4歳年下で国民年金のみに加入している。

- (1) 62歳以後も引き続き在職すると在職老齢年金の対象になる年金は報酬比例部分だけである。
- (2) 62歳になって退職すると厚生年金加入が44年になり、62歳から報酬比例部分と定額部分の年金と配偶者加給が支給される。
- (3) 65歳になると定額部分相当額が老齢基礎年金と差額加算として支給される。

- (4) 65歳から支給される老齢基礎年金は満額の780,100円である。
- (5) 差額加算は老齢基礎年金に加算される年金である。ただし、40年以上加入している場合は、差額加算の額は「ゼロ」である。

正解率 54%

正解 (5)

### ↳ 解説

差額加算は報酬比例部分と合算されて、老齢厚生年金として支給される。40年以上加入している場合の差額加算額は380円（＝定額部分1,626円×480月－老齢基礎年金780,100円）である。

### 老齢厚生年金の算出式

**問 25** 老齢厚生年金の算出式について、誤っているものを1つ選びなさい（昭和21年4月2日以後生まれの人）。

- (1) 定額部分には、「本来水準の年金額」と「従前額の保障に基づく年金額」の区分はなく、その単価はともに1,676円である。
- (2) 「本来水準の年金額」の報酬比例部分を算出するときの1000分の乗率は、総報酬前（平成15年3月以前）は1000分の「7.125」である。
- (3) 「本来水準の年金額」の報酬比例部分を算出するときの1000分の乗率は、総報酬後（平成15年4月以後）は1000分の「5.481」である。
- (4) 「従前額の保障に基づく年金額」の報酬比例部分を算出するときの1000分の乗率は、総報酬前（平成15年3月以前）は1000分の「7.5」である。

- (5) 「従前額の保障に基づく年金額」の報酬比例部分を算出するときの1000分の乗率は、総報酬後（平成15年4月以後）は1000分の「5.769」である。

正解率 43%

正解 (1)

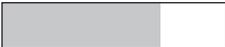
### ↳ 解説

定額部分の単価は、「本来水準の年金額」と「従前額保障に基づく年金額」はともに1,626円である。

### 厚生年金基金

**問 26** 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は日本年金機構から支給される報酬比例部分の年金の一部を肩代りして支給する。この基金年金を「代行年金」という。
- (2) 厚生年金基金には代行部分の年金に上積みする年金がある。この上積み年金は基金独自で定めるものであるから、基金によって支給額は異なる。
- (3) 厚生年金基金額の算出に用いる平均標準報酬（月）額は再評価しない額である。また基金額の算出にはスライド率を乗じない。
- (4) 基金の代行年金は、日本年金機構から支給される報酬比例部分と同じ年齢から支給される。
- (5) 財政的に行き詰まり約束した年金が支給できない基金がある。その結果、基金の代行部分を国に返上したり、解散する基金があった。このうち解散基金の保険料を解散時に一時金で精算したので、年金として支給されることはない。

正解 (5)  正解率 70%

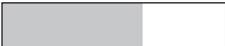
→ 解説

中途脱退者や解散基金の基金年金の支給は企業年金連合会から支給される。解散基金から支給することができる一時金は上乗せ年金の部分であり、代行部分の年金を一時金で精算することはできない。なお、平成26年4月の改正後は新たに基金の設立は認められない。改正以後、中途脱退者の基金支給は加入した基金から行われ、解散した基金は日本年金機構から支給されることになった。

加給年金が支給停止するとき

問 27 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金の対象になっている妻や子が次のいずれかに該当したときは、加給年金の支給が停止される。加給年金が支給停止になるケースについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 離婚したとき。
- (2) 子が18歳になった年度末を経過したとき（身体障害者の子は20歳に達したとき）。
- (3) 妻が60歳に達したとき。
- (4) 妻が20年かけた老齢厚生年金や退職共済年金を受給したとき。
- (5) 妻が障害基礎年金を受給したとき。

正解 (3)  正解率 62%

→ 解説

妻が65歳に達したときに加給年金の支給がされなくなり、妻の老齢基礎

年金に振替加算が加算される。ただし、昭和41年4月2日以降に生まれた妻に振替加算が加算されることはない。

退職共済年金

問 28 今年度60歳になる人の退職共済年金について、誤っているものを1つ選びなさい。注：一元化以後（平成27年10月1日以降）の共済年金は厚生年金の名称に準じて改称されますが、煩雑を避けるために旧名称を使用している。

- (1) 共済年金の報酬比例部分の算出式は厚生年金と同じである。
- (2) 共済年金の独自給付として職域加算（年金）が支給されていたが、一元化後は廃止され支給されることはない。
- (3) 職域加算（年金）の年金額は20年以上加入した人は報酬比例部分の20%の支給額になる。
- (4) 65歳になると定額部分相当額は差額加算と老齢基礎年金になり、差額加算は共済年金から、老齢基礎年金は日本年金機構から支給される。
- (5) 退職時に共済年金の掛金（保険料）を退職一時金として「全額受給」した人には、共済年金は支給されない。ただし、同一の共済組合に再加入して、前後の期間を合計して20年以上ある場合には、退職一時金と利息を返還して、年金を受給しなければならない。

正解 (2)  正解率 56%

→ 解説

一元化前に共済組合員期間が1年以上あれば、退職共済年金の受給権が一

元化以後に発生した人であっても職域加算が加算される。また、一元化以後に共済加入者が死亡した場合も遺族共済年金に職域加算が加算される。ただし、障害共済年金においては初診日が一元化以後（平成 27 年 10 月 1 日以後）にあるときには、障害共済年金に職域加算は加算されない。

## 年金の繰上げ支給

**問 29** 年金の繰上げ支給について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が 60 歳になる女性が老齢基礎年金を 60 歳から繰上げをすると、老齢基礎年金は 30% の減額支給になる。なお、差額加算は 65 歳支給である。
- (2) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が 62 歳になる男性が 60 歳から老齢厚生年金の繰上げをしたとき報酬比例部分は 12% の減額になる。差額加算と老齢基礎年金も繰上げ対象になり 30% 減額される。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (3) 老齢厚生年金のうち報酬比例部分の支給が 65 歳になる人が 60 歳から老齢厚生年金の繰上げをしたときは差額加算と老齢基礎年金も繰上げになり、報酬比例部分を含めて 30% の減額になる。ただし、差額加算そのものは減額されずに差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれる。
- (4) 老齢厚生年金と退職共済年金の報酬比例部分の支給が 62 歳になる男性が 60 歳から老齢基礎年金の繰上げ請求をしても、退職共済年金の支給額には影響ない。

- (5) 障害者特例（長期特例者を含む）で老齢厚生年金の定額部分の支給が報酬比例部分の支給年齢と同じ 62 歳になる男性が、60 歳から定額部分を繰上げて受給したときは、老齢基礎年金は一部繰上げになる。

正解率 52%

**正解 (4)**



### 解説

老齢基礎年金の繰上げ請求をすると、老齢厚生年金と退職共済年金も同時に繰上げることになり減額される。

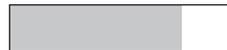
## 老齢基礎年金の繰上げ

**問 30** 老齢基礎年金を繰上げたときのデメリットについて、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 繰上げ請求をすると、その後に繰上げ支給の取り消しや変更はできない。
- (2) 老齢基礎年金は一生減額支給される。60 歳から老齢基礎年金を繰上げた場合は、76 歳 9 ヶ月以降は繰上げしない年金の方が有利になる。
- (3) 65 歳になる間に遺族厚生年金の受給権が発生した場合は、繰上げた老齢基礎年金と遺族厚生年金の両年金が支給される。
- (4) 「事後重症による障害基礎年金」の請求はできない。
- (5) 「寡婦年金」の請求はできない。

正解率 76%

**正解 (3)**



### 解説

65 歳になる間は「1 人一年金」だから、遺族厚生年金と老齢基礎年金は選択関

係にあり、遺族厚生年金を選択した場合は、老齢基礎年金は65歳になるまでは支給停止になる。65歳からは遺族厚生年金と繰上げ減額された老齢基礎年金が支給される。

いる基本年金月額とは、老齢厚生年金から差額加算（経過的加算ともいう）を除いた報酬比例部分である。

## ● 在職老齢年金など

### 在職老齢年金の用語

問 31 在職老齢年金の用語としくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額は、標準報酬月額と当月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額(月額)とを合算した額である。ボーナスの支給がない人は、標準報酬月額が総報酬月額相当額になる。
- (2) 標準賞与額は、1回に支給されるボーナス額の上限を150万円とし、1,000円未満の端数がある場合には切り捨てた額である。
- (3) 基本年金月額は、報酬比例部分と定額部分を合算した額である。定額部分が支給されない年代の人は、報酬比例部分が基本年金月額になる。
- (4) 65歳からの在職老齢年金の算出に用いる基本年金月額は、老齢厚生年金（報酬比例部分と差額加算との合算額）である。
- (5) 基準額とは在職停止額を求めるときに用いる額である。

正解率 47%

正解 (4)

↳ 解説

65歳からの在職老齢年金の算出に用

### 在職老齢年金のしくみ

問 32 在職老齢年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 65歳前の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のときは、全額支給される。
- (2) 65歳前の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になる。
- (3) 65歳以後の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のときは、全額支給される。
- (4) 65歳以後の在職老齢年金は基本年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えたときは、超えた額の2分の1が年金の支給停止額になる。
- (5) 在職老齢年金が一部でも支給停止になったときは、配偶者加給は支給されない。

正解率 75%

正解 (5)

↳ 解説

在職老齢年金が「全額支給停止」になったときに限り、配偶者加給は支給停止になる。

### 在職老齢年金の一部停止または全部停止

問 33 在職老齢年金が一部停止または全部停止になる下記のケースについて、誤ってい

るものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が1万円の増額になった場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の減額になる。(給料が増額になったときや賞与が支給されたケース)
- (2) 基本年金月額が1万円の増額になった場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になる。(むかし加入した厚生年金の期間が判明したときのケース)
- (3) 基準額が1万円アップした場合は、在職老齢年金は「0.5万円」の増額になる。(年金改正で基準額が見直されたケース)
- (4) 自営業の人が老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、在職停止のしくみが適用され総報酬月額相当額によっては、老齢基礎年金の一部または全額が停止される。
- (5) 在職老齢年金と雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が同時に受けられるときは、在職老齢年金は併給調整されて一部停止される。

正解率 50%

正解 (4)



### 解説

- (1) 総報酬月額相当額が1万円の増額になった場合  
→年金月額－(年金月額＋総報酬月額相当額1万円アップ－基準額)×1/2  
＝支給停止額が0.5万円のアップになるので、年金月額は0.5万円の減額になる。
- (2) 基本年金月額が1万円の増額になった場合  
→年金月額1万円アップ－(年金月額1万円アップ＋総報酬月額相当額－基準額)×1/2＝年金月額は0.5万円の

増額になる。

- (3) 基準額が1万円のアップした場合  
→年金月額－(年金月額＋総報酬月額相当額－基準額1万円アップ)×1/2  
＝支給停止額が0.5万円の減額になり、年金月額は0.5万円の増額になる。
- (4) 厚生年金に加入していない人が、老齢基礎年金を繰り上げて受給しても在職老齢年金のしくみが適用されることはない。

## 在職老齢年金額 (1)

問 34 65歳前の年金月額が8万円(日本年金機構から「6万円」、基金から「2万円」)の人の在職老齢年金について、正しいものを1つ選びなさい(この厚生年金基金は在職老齢年金のしくみが適用される)。

- (1) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「4万円(＝6万円－2万円)」、基金から「2万円」の合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (2) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「6万円」、基金は全額支給停止(＝2万円－2万円)になり、合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (3) 在職停止額が2万円の場合には、日本年金機構から「5万円(＝6万円－1万円)」、基金から「1万円(＝2万円－1万円)」の合計6万円の在職老齢年金が支給される。
- (4) 在職停止額が6万円の場合には、日本年金機構から「4万円(＝6万円－2万円)」、基金は全額支給停止(＝2万円－2万円)になる。
- (5) 在職老齢年金が全額停止になっている人の給料が下がり(総報酬月額相当額が低下)、

在職老齢年金が1万円支給される場合は、日本年金機構から1万円の在職老齢年金が支給される。

正解率 62%  
**正解 (1)** 

### → 解説

- (2), (3) 在職支給停止は日本年金機構の支給分から停止を行い、日本年金機構分が全額支給停止になり、さらに支給停止額がある場合に基金年金額から停止を行う。
- (4) 在職停止額が6万円のときは、日本年金機構からの支給分は全額支給停止になるが、基金年金は全額支給される。
- (5) 厚生年金基金が優先支給されるので、厚生年金基金から1万円の在職老齢年金が支給される。なお、改定された在職老齢年金の支給額が2万円を超える場合に、超えた分が日本年金機構から支給される。

## 在職老齢年金額 (2)

**問 35** 65歳になる社長さんの基本年金月額が「10万円」である。社長さんの在職老齢年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額が「37万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (2) 総報酬月額相当額が「47万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (3) 総報酬月額相当額が「57万円」のとき、在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (4) 厚生年金の加入年齢の上限は「70歳になるまで」であるから、70歳以降に在職しても年金の支給停止はない。

- (5) 在職老齢年金が全額停止になったときは、差額加算（経過的加算）も支給停止になる。

正解率 64%  
**正解 (2)** 

### → 解説

- (1) 総報酬月額相当額37万円と基本年金月額10万円の合計額が47万円以下であるから老齢年金は全額支給される。
- (2) 停止額…(総報酬月額47万円+基本年金月額10万円-基準額47万円) × 1/2 = 5万円  
支給額…基本年金月額10万円-停止額5万円。在職老齢年金は「5万円」が支給される。
- (3) 停止額…(総報酬月額57万円+基本年金月額10万円-基準額47万円) × 1/2 = 10万円  
支給額…基本年金月額10万円-停止額10万円。在職老齢年金は全額支給停止になる。
- (4) 70歳以降も在職老齢年金のしくみ適用される。
- (5) 65歳以降に在職老齢年金のしくみが適用になるのは、老齢厚生年金のうち報酬比例部分だけである。差額加算に在職老齢年金のしくみは適用されない(全額支給される)。

## ● 障害年金・遺族年金

### 障害年金の用語やしぐみ

**問 36** 障害年金の用語やしぐみについて、

誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 初診日とはケガや病気で初めて医師または歯科医師の診療を受けた日である。
- (2) 障害認定日は、障害の認定を行うべき日のことであり、初診日から起算して1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に傷病が治った日をいう。
- (3) 障害認定日に障害の程度が障害認定基準に該当する傷病の状態にある場合に、障害年金が支給される。
- (4) 障害認定日に障害認定基準に該当しなかった人が、症状が悪化して障害基準に該当したときは、65歳に達する前日までに請求をすることにより「事後重症による障害年金」が支給される。
- (5) 「事後重症による障害年金」を請求した場合は、障害年金は傷病が悪化したときまでに、さかのぼって支給される。

正解率 66%

正解 (5)

### ↳ 解説

事後重症による障害年金を請求したときは、請求した翌月から障害年金が支給される。該当したときは、早く請求しなければならない。

## 障 害 基 礎 年 金

問 37 障害基礎年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 原則として、国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が障害認定基準の2級以上に該当する場合に障害基礎年金が支給される。また、18歳になる年度末までの子がいる場合には子の加算額が加算される（障

害の程度が1級・2級の状態にある子は20歳になるまで）。

- (2) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金（780,100円）と同額である。
- (3) 障害基礎年金の1級の額は2級の「1.25倍（975,100円）」である。
- (4) 心臓にペースメーカーを装着すると装着した日（初診日から1年6か月以内に限る）が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。
- (5) 人工透析療法を受けた日（初診日から1年6か月以内に限る）から3か月を経過した日が障害認定日になり、障害基礎年金が支給される。

正解率 53%

正解 (4)

### ↳ 解説

- (1) 国民年金加入中に初診日があり、一定の要件に該当する場合に障害基礎年金が支給される。例外として、年金未加入の20歳前に初診日がある場合にも、障害の程度が障害認定基準の2級以上に該当したときは、20歳に達した以後に障害基礎年金が支給される（20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金）。
- (4) 心臓にペースメーカーを装着した場合は装着した日が障害認定日であるが、ペースメーカーの装着は、3級の障害等級と認定されるので障害基礎年金は支給されない。

## 障 害 厚 生 年 金

問 38 障害厚生年金について、誤っている

ものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金は厚生年金の加入中に初診日がある人に支給される。
- (2) 障害厚生年金は障害の程度が障害認定基準の3級以上に該当した場合に支給される。1級または2級に該当した場合には配偶者の加給年金が加算され、障害基礎年金が併給される。
- (3) 障害厚生年金の額は報酬比例部分から算出する。算出式に用いる被保険者期間の月数は初診日の月までの月数とする。ただし、加入月数が300月未満の場合は300月として計算する。
- (4) 障害厚生年金の1級の額は2級の1.25倍の額である。
- (5) 障害厚生年金の3級には最低保障額があり、年額で585,100円（満額の老齢基礎年金の4分の3相当額）である。

正解率 27%

正解 (3)

↳ 解説

被保険者期間の月数は「障害認定日」の月までの月数である。ただし、加入月数が300月未満の場合は300月として計算する。

### 障害年金と他の年金との併給

問 39 年金の併給（両年金が受給できること）について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害厚生年金と労災保険の障害補償年金は併給できる。ただし、労災年金は一定の率で減額される。
- (2) 65歳から遺族基礎年金と遺族厚生年金は

併給できる。

- (3) 65歳から老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できる。
- (4) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金は併給できる。
- (5) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金は併給できる。

正解率 32%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 老齢基礎年金と障害厚生年金は併給されない。
- (4) 65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金が併給される。ただし、老齢厚生年金の子に対する加給年金は支給停止になる。
- (5) 65歳から障害基礎年金と遺族厚生年金が併給される。ただし、遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算は支給停止になる。

### 寡婦年金と死亡一時金

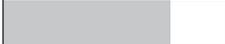
問 40 国民年金の第1号被保険者である夫が亡くなったとき、妻に「寡婦年金、または死亡一時金」が支給されることがある。この寡婦年金や死亡一時金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 死亡一時金は第1号被保険者として、保険料を36月（3年）以上納付した人が死亡したときに支給される。
- (2) 遺族基礎年金が支給される場合は、死亡一時金は支給されない。
- (3) 亡夫が第1号被保険者として保険料納付済期間（免除期間を含む）が25年以上あり

婚姻期間が10年以上ある場合には、妻が60歳から65歳になるまで「寡婦年金」が支給される。

- (4) 夫の死亡時に妻は死亡一時金を受給しても、妻が60歳になると「寡婦年金」が支給される。
- (5) 亡夫が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合や障害基礎年金を受給していた場合は、「寡婦年金」は支給されない。

正解率 74%

**正解 (4)** 

### ↳ 解説

妻が死亡一時金と寡婦年金が受けられるときは、選択により死亡一時金と寡婦年金のうち、いずれか一つを受給し他は支給されない。また、遺族の妻は内縁でもよい。

## 遺族基礎年金

**問 41** 遺族基礎年金などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子」、「子のいる妻（母子家庭）」、「子のいる夫（父子家庭）」に限られる。
- (2) 遺族の子とは「18歳になった年度末までの子、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子」をいう。
- (3) 自営業の夫（第1号被保険者）が死亡したとき、妻と13歳の子が残された場合は、妻に1,004,600（＝780,100円＋224,500円）の遺族基礎年金が支給される。
- (4) 末子（健常者）が18歳になる年度末を過ぎると妻に支給される遺族基礎年金は減額されて780,100円になる。

- (5) 厚生年金に加入していた妻が死亡したとき、55歳の夫と16歳の子が残された場合は、夫に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。遺族基礎年金が支給されなくなると、遺族厚生年金は夫が60歳になるまで支給停止になる。

正解率 46%

**正解 (4)** 

### ↳ 解説

- (1) 遺族基礎年金の遺族は「子」、「子のいる妻（母子家庭）」に限られていたが、平成26年4月改正で、「子のいる夫（父子家庭）」にも遺族基礎年金が支給されることになった。これは、低所得の父子家庭が多いことからの配慮措置である。
- (4) 子のいない妻（成人の子がいる妻を含む）には遺族基礎年金は支給されない。

## 厚生年金の遺族給付

**問 42** 亡夫は厚生年金加入中（在職中）に死亡した。遺族は39歳の妻と15歳の子である。支給されている遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。なお、亡夫は第1号被保険者として国民年金の保険料を15年納付していた。その後、厚生年金に5年加入していた。

- (1) 妻に遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。
- (2) 遺族厚生年金の額には中高齢寡婦加算が加算されている。
- (3) 妻が60歳になっても寡婦年金は支給されない。

## ● 年金と税金

### 受給権が複数ある場合の年金

- (4) 亡夫の厚生年金加入は5年であるが、遺族厚生年金の額を算出するときは25年(300月)加入したものとして計算されている。
- (5) 65歳から遺族厚生年金と妻自身の老齢基礎年金は併給される。

正解率 52%

正解 (2)

#### ↳ 解説

- (1) 妻に遺族厚生年金と子が18歳になった年度末までは遺族基礎年金が支給される。
- (2) 妻に遺族基礎年金が支給されているので、中高齢寡婦加算は支給停止になっている。遺族基礎年金が支給されなくなると(子が高校を卒業するなど)、妻が65歳になるまで遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。なお、妻が65歳になると中高齢寡婦加算は経過的寡婦加算に変わるが、昭和31年4月2日以後に生まれた妻には経過的寡婦加算は支給されない。設問の妻は昭和51年生まれである(妻は平成27年度に39歳)。経過的寡婦加算が加算されない理由は、昭和31年4月2日以後生まれの妻には、中高齢寡婦加算(585,100円)以上の老齢基礎年金が支給されるからである。年金相談では妻の年齢に留意する必要がある。
- (3) 亡夫の国民年金の第1号被保険者の加入期間は25年未満であるから、妻が60歳になっても寡婦年金の受給権は発生しない。

問 43 今年65歳になるA子さんは「遺族厚生年金12万円(月額)」と「老齢厚生年金6万円」、「老齢基礎年金は4万円」の受給権がある。A子さんに支給される年金を1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「22万円」が支給される。
- (2) 遺族厚生年金と老齢基礎年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢厚生年金「6万円」の合計額「18万円」が支給される。
- (3) 遺族厚生年金と老齢厚生年金はどちらか有利な年金を選択することになるので、遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給される。
- (4) 遺族厚生年金「6万円(=12万円-老齢厚生年金6万円)」と老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」が支給される。
- (5) 遺族厚生年金「8万円(=12万円×2/3)」と老齢厚生年金「3万円(=6万円×1/2)」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「15万円」が支給される。

正解率 54%

正解 (4)

#### ↳ 解説

65歳から遺族厚生年金と老齢基礎年金の両年金は併給される。遺族厚生年金と老齢厚生年金は併給調整される。

次の3つの選択肢から有利な年金が支給される。

- ① 妻自身の老齢厚生年金「6万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「10万円」。
- ② 遺族厚生年金「12万円」と老齢基礎年金「4万円」の合計額「16万円」。
- ③ (遺族厚生年金×2/3 + 老齢厚生年金×1/2 = 11万円) と老齢基礎年金「4万円」の合計額「15万円」。

①～③のうち②の額を選択受給することになるが、平成19年の改正で妻の老齢厚生年金を優先支給し、差額を遺族厚生年金にするしくみに改められました。したがって、(4)の額が支給される。なお、改正後は有利な年金を自動的に支給されることになったので、有利な年金を選択して受給の必要はない。

## 年金と税金

**問 44** 年金と税金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害の年金は非課税である。
- (2) 遺族の年金は非課税である。
- (3) 老齢の年金は課税対象になる年金である。課税対象になる人は支払年金額が65歳未満の人で130万円、65歳以上の人は180万円以上の人である。ただし、様々な控除を受けられるので実際には税金がかからない人もいる。
- (4) 控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出する。この申告書は毎年10月下旬に日本年金機構から送られてくる。未提出の人には税金が多くかかる。

- (5) 税金の徴収は年金の支払いのつど、源泉徴収(天引き)する。

正解率 48%

正解 (3)

↳ 解説

課税対象になる年金額は65歳未満の人は108万円、65歳以上の人は158万円以上である。

## 受給手続き

### 老齢の年金の請求手続き

**問 45** 老齢の年金の請求手続きについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 請求書は受給権が発生する3か月前に日本年金機構から郵送されてくる。
- (2) 年金は誕生日の前日から請求手続きができる。
- (3) 国民年金だけに加入した人(第1号被保険者や第3号被保険者)の請求先は市区町村である。厚生年金だけに加入した人や厚生年金と国民年金の期間がある人は年金事務所や年金相談センターである。
- (4) 年金請求の手続きを怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。
- (5) 年金請求には配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の添付が必要である。

正解率 61%

正解 (3)

↳ 解説

- (3) 国民年金の第3号被保険者期間があ

る人の請求先は年金事務所や年金相談センターである。

- (4) 年金請求の請求を怠ると5年より前の支給分は時効でもらえない。なお、加入記録が訂正されて年金が増額になる場合（老齢厚生年金を受給している人に、むかしの厚生年金の加入期間が判明したときなど）には、受給権が発生した時までさかのぼって支給される。

年金請求の際に持参する書類

問 46 今年62歳になる山口さんは厚生年金に20年以上加入した人である。山口さんが年金請求するときの持参する書類について、誤っているものを1つ選びなさい。妻は4歳年下で年金は国民年金のみに加入している。

- (1) 山口さんが健康保険組合に加入している場合は、その被保険者証が必要である。
- (2) 戸籍謄本、住民票謄本（家族全員の記載されているもの）、妻の非課税証明書または課税証明書が必要である。
- (3) 夫婦の基礎年金番号通知書（または年金手帳）、山口さんの雇用保険の被保険者証が必要である。
- (4) すでに、年金を受給している場合（障害年金など）は、その年金証書が必要である。
- (5) 年金の受取機関の証明印がない場合は、山口さんの預金通帳が必要である。

正解率 82%

正解 (1)

↳ 解説

健康保険の被保険者証は不要である。

問 47 年金の請求をした良夫さん（厚生年金加入30年）に年金証書が届いた。この年金証書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 年金証書には受給する年金の種類、受給権者の氏名、生年月日、受給権を取得した年月の記載がある。
- (2) 基本となる年金額の記載欄とは別に配偶者加給または加給年金の欄が設けられている。基本となる年金額は報酬比例部分の年金である。なお、基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されている。
- (3) 請求書には配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号を記入したので、年金証書には配偶者の年金加入月数と平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されている。
- (4) 厚生年金基金の加入月数や平均標準報酬月額または平均標準報酬額が記載されているから、厚生年金基金の年金額の検算ができる。
- (5) 年金証書を紛失したなどの理由で年金証書の再交付依頼をすると、現在受給している年金額が記載されている証書が郵送されてくる。

正解率 80%

正解 (3)

↳ 解説

年金証書には配偶者の年金加入記録は記載されていない。

基礎年金番号と年金コード

問 48 年金証書には基礎年金番号（10桁）

と年金コード（4桁）が記載されている。この基礎年金番号と年金コードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 基礎年金番号制度は平成9年1月に導入された。当時、年金に加入している人には「基礎年金番号通知書」で、年金受給者には「年金証書」で基礎年金番号を通知した。
- (2) 基礎年金番号は10桁のうち、最初の4桁は都道府県と該当年金事務所を示している。あとの6桁はその人の固有番号である。
- (3) 農協や漁協に勤めていた人の基礎年金の最初の4桁は「9600」番台で表示されている。
- (4) 青色の年金手帳に記載されている番号は基礎年金番号であるから、年金証書の基礎年金番号と同じ番号である。
- (5) 年金請求時に新しい番号で記録管理をするので、基礎年金番号は廃止し「照会番号」で年金記録を管理することになった。

正解率 84%

正解 (5)

### ↳ 解説

「照会番号」は問い合わせたときに必要で有り、基礎年金番号が廃止されたわけではない。

### 日本年金機構から届く書類、出す書類

問 49 年金受給者に送付される書類について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書（ハガキ形式）」は、所得税の課税対象になった人に日本年金機構から毎年10月下旬に届き、必要事項を記入して返送する。申告書の提出を怠ると税金が多くかかる。ただし、独身者は申告書の提出が不要である。

(2) 「支給額変更通知書（A4サイズ）」は、在職老齢年金の支給額が変わったときや65歳になったときなど、本人自身に改定理由がある場合に届く。

(3) 「年金額改定通知書（ハガキ形式）」は、法律改正や物価の変動など、日本年金機構（国）に改定理由がある場合に届く。

(4) 「年金振込通知書（ハガキ形式）」は、原則として毎年度6月に当年度の1回の振込額が記載されている。この通知書には所得税が課税される人には税額が記載されている。

(5) 年金の振込先の金融機関を変えるときに、「年金受給権者・受取機関変更届」を使用する。

正解率 69%

正解 (1)

### ↳ 解説

独身者であっても申告書の提出をしないと、多く課税される。

### 65歳時の年金請求の手続き

問 50 65歳になると「特別支給の老齢厚生年金」を受給する権利はなくなる（失権）ので、改めて年金請求をする。このときの請求書を「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ形式）」という。この65歳時の年金請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金の繰上げをした人にも年金請求書が届く。ただし、請求書には繰下げ希望欄はない。その理由は、老齢厚生年金のみの繰下げ確認なのでハガキを提出しないことが繰下げの意思表示となるからであ

る。

- (2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両年金を繰下げ希望する人は、該当する希望欄の老齢基礎年金と老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金を受給する人は、請求書の繰下げ希望欄に何も記載しないで、日本年金機構に返送する。
- (4) 老齢基礎年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢基礎年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。
- (5) 老齢厚生年金の繰下げを希望する人は、繰下げ希望欄の老齢厚生年金に○印をつけて、日本年金機構に返送する。

正解率 47%

**正解** (2)

#### ↳ 解説

老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げ希望する人は、この請求書を日本年金機構に返送することは不要である。繰下げの申し出は、改めて「老齢基礎年金・老齢厚生年金支給繰下げ請求書(様式第235)」を年金事務所に提出する。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々のときに繰下げ請求ができる。



## 正解番号一覧表

問題番号	正解番号								
1	4	11	3	21	2	31	4	41	4
2	5	12	3	22	2	32	5	42	2
3	1	13	5	23	1	33	4	43	4
4	3	14	1	24	5	34	1	44	3
5	2	15	1	25	1	35	2	45	3
6	3	16	4	26	5	36	5	46	1
7	2	17	4	27	3	37	4	47	3
8	1	18	2	28	2	38	3	48	5
9	4	19	5	29	4	39	3	49	1
10	5	20	5	30	3	40	4	50	2